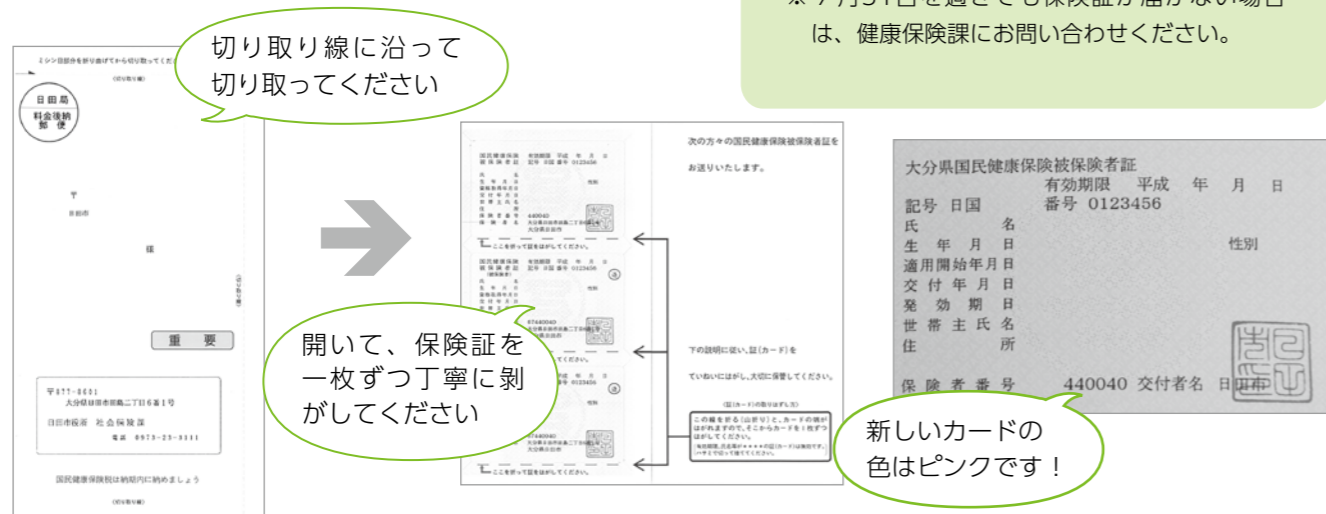


8月1日から

国民健康保険証が新しくなります

8月から、現在お使いの国民健康保険証が新しくなります。8月以降は、新しく交付された保険証を医療機関に提示してください。

現在お使いの国民健康保険証は、7月末で有効期限が切れます。新しい保険証は、7月中に簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送します。

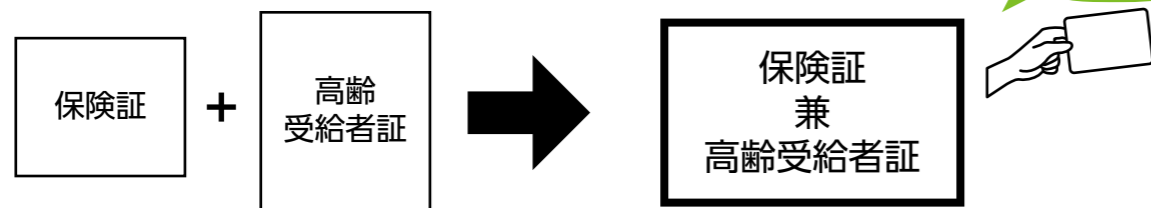


※氏名等が「****」の保険証は無効ですので、小さく切って破棄してください。
 ※1通につき、3人分まで記載されます。ご注意ください。

保険証の様式が変わります

保険証の様式が、以下のように変わります。

- 大分県内の市町村で統一
- 保険証と「高齢受給者証」(70歳以上)が1枚になります



医療費の負担を軽減するために

- ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう
上手に活用することで、窓口での負担額を減らすことができ、医療費の抑制につながります。
- 特定健診を受けましょう
特定健診は生活習慣病に着目した健診です。毎年受診することで体の変化をいち早く知ることができ、早めの予防をすることで、重症化を防ぎ、医療費の抑制につながります。
- 健康づくりに努めましょう
普段から自分の体に関心を持ち、適度な運動や適正な食生活を心がけましょう。

平成30年度の国民健康保険税が決定しました

今年度は、平成29年度保険税率(額)を据え置くこととしました。
 ※国の制度改正に伴い、一世帯あたりの限度額と低所得者の軽減制度の所得基準額が変更となります。

健康保険課国保・年金係 ☎ 8 2 7 1 (市役所1階)
 税務課市民税係 ☎ 8 3 9 6 (市役所1階)

国民健康保険税の計算方法

国民健康保険に加入している世帯の所得額や人数などによって、それぞれの率や額で算出された税額の合計金額です。

平成30年度 国民健康保険税の税率(額)		(年額)		
	算出方法	医療分 医療費や健康づくり事業等の費用をまかなうためのもの	後期高齢者支援分 後期高齢者の医療に係る費用を支援するもの	介護分 介護保険に係る費用を負担するもの(40~64歳の加入者のみ)
所得割額	(平成29年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×右記の税率(所得のある人個々に計算)	8.87%	2.72%	2.43%
均等割額	被保険者一人につき	25,800円	8,100円	9,600円
平等割額	1世帯あたり	19,900円	6,300円	5,500円
限度額	1世帯あたりの最高額	58万円(+4万円)	19万円(変更なし)	16万円(変更なし)

低所得者の軽減制度の拡充

低所得者の国民健康保険税の負担を減らすため、世帯主及びその世帯の国民健康保険加入者の所得の合計額が一定金額以下の場合、その世帯の「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。平成30年度から、5割と2割の軽減対象になる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯が拡充されました。

軽減の割合	所得基準額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	改正前 (33万円+27万円×被保険者数) 以下
	改正後 (33万円+27.5万円×被保険者数) 以下
2割軽減	改正前 (33万円+49万円×被保険者数) 以下
	改正後 (33万円+50万円×被保険者数) 以下

国民健康保険税の本算定の納税通知書を送付します

納税通知書及び納付書は、7月中旬に国民健康保険の加入者がいる世帯主宛てに送付します。

- 本算定とは
今回確定した税率と平成29年中の所得額や国民健康保険に加入している人数などによって、年間の税額を決定するものです。
- 国民健康保険税の納め方
 - ①納付書や口座振替で納める人(普通徴収)
年間の税額から仮算定の税額を差し引いて、7月から平成31年3月までの9か月で分割した額が月額となります。
 - ②年金から天引きで納める人(特別徴収)
年6回の年金支払いの際に国民健康保険税があらかじめ差し引かれて振り込まれます。
※年金から天引きされている人も口座振替に変更することができます。詳細は、税務課市民税係にお問い合わせください。
- 国民健康保険税の減免
国民健康保険税の減免は、納税義務者(世帯主)からの申請でその可否が決定され、以下に該当する人が対象となります。減免申請をする人は、納期限までに、減免申請書とその理由を証明する書類を提出する必要があります。
 - ・災害などによって生活が著しく困難になった人
 - ・平成30年4月以降に、生活保護法による生活扶助を受けている人又はこの状況に準じると認められる人
 ※倒産や解雇等によって離職した人を対象にした軽減制度もあります。申請が必要ですので詳細は、健康保険課国保・年金係にお問い合わせください。

便利な口座振替をご利用ください！